破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２０号
北海道室蘭市日の出町３丁目９番３号
債務者　古村　清美
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１７３５号
名古屋市天白区植田西３丁目404番地　エスカーラ植田１階１Ｄ号
債務者　泉　　秀己
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７２号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字稲荷浦125番地　クレセントもえぎＢ―103号
債務者　山内　美波
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２８８号
愛知県犬山市大字橋爪字東中野３番地１　エスポワール天夢Ａ101
債務者　大竹　　祐
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２８９号
愛知県犬山市大字橋爪字東中野３番地１　エスポワール天夢Ａ101
債務者　大竹　佳子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４７号
香川県高松市今里町２丁目16番地４　２
債務者　谷岡　沙織
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６０２号
福岡県朝倉市小田1175番地２　県営鳩胸団地10棟104号
債務者　貞苅　幸彦
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６８４号
福岡市東区唐原２丁目22番３―101号
債務者　中村　大祐
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６９２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒270番地21
債務者　末吉　譲伊
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７０６号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　７棟206号
債務者　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７２４号
福岡県朝倉郡筑前町野町1766番地７
債務者　古賀　孝子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７２６号
福岡市東区松島１丁目28番30―702号
債務者　沖　　弥生
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７３３号
福岡市博多区美野島１丁目４番31―201号
債務者　山元亜寿沙
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７４７号
福岡市中央区渡辺通５丁目24番37号
債務者　阿比留利子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７５１号
福岡市南区清水４丁目６番23―403号
債務者　大仁田ひろ子（旧姓上薗）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７５８号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目１番501号
債務者　森永　陽子（旧姓吉木）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７７５号
福岡市博多区千代３丁目19番２―1106号
債務者　冨永　莉恵
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

第明治三十五種郵便物認可